

一般廃棄物(浄化槽)処理手数料の誤賦課・誤徴収について

在日米陸軍施設（キャンプ座間、相模総合補給廠、相模原住宅地区）の一般廃棄物（浄化槽）処理手数料については、日米地位協定等により消費税が免除となること、消費税分を含めた賦課・徴収をしていたことが判明しましたので、お知らせします。

本件について、関係する方々に大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 経過

昨年10月からのインボイス制度の導入により、消費税率・消費税額を印字した納入通知書を在日米陸軍キャンプ座間に対し同年11月に送付したところ、在日米軍から指摘を受け発覚しました。

2 原因・対応

今回の原因は、日米地位協定等により在日米軍に係る消費税が免税となることについて、本市職員の認識不足によるものです。

今後の対応については、消費税が導入された平成元年4月以降のうち、地方自治法等により、発覚以前の5年分（平成30年11月分から令和5年10月分まで）の消費税相当額の総額5,375,500円（還付加算金177,500円を含む）を還付します。

3 再発防止

消費税制度等の把握を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先

相模台収集事務所

直通電話 042-742-0042

対応責任者 岸田